

法令等及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（Ｒ５、２一部改訂）記載事項	調査内容	調査結果	調査時の指摘事項	評価
（３）通信教育連携協力施設の設置等				
① 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設（通信教育規程第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。）として、面接指導等実施施設（通信教育規程第3条第1項第1号に規定する面接指導等実施施設をいう。以下同じ。）、学習等支援施設（通信教育規程第3条第1項第2号に規定する学習等支援施設をいう。以下同じ。）を設けることができること。	—	—		同校では、通信教育連携協力施設の学習等支援施設を25箇所設けている。当該施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制課程の設置の認可に係る基準を参酌して確認を行わなければならないとされているが、その確認が適切に実施されていないことが確認された。 また、学習等支援施設の施設及び設備が、教育上及び安全上支障がないものであると判断する基準を設けているか確認することができなかった。 さらに、通信教育連携協力施設を設ける場合には、認定構造改革特別区域計画の変更が認定された後、学則の変更承認を得る必要があるが、同校は、これらが実施されていないにも関わらず当該施設の増設を進め、説明会や生徒募集を行っていた。 制度や法令等に関する知識が不十分であり、当該施設の設置及びその後の維持管理が適切に実施されていない実態が確認された。 当該施設を設ける際の手続きや確認するべき基準を十分理解し、適切な管理運営に努める必要がある。
② 通信教育連携協力施設を設置する場合において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第2項第2号の規定に基づき、その名称、位置及び定員を含めて通信教育連携協力施設に関する事項を学則に記載すること。また、面接指導等実施施設と学習等支援施設の性質が異なることに鑑み、面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別して記載すること。	【14】学則に名称、位置及び定員を含めて通信教育連携協力施設に関する事項を記載しているか。	☒ すべて記載している ☐ 一部記載している ☐ 記載していない	①学則について、面接指導等実施施設と学習等支援施設の性質が異なることに鑑み、通信教育連携協力施設の種類の明確に区分して記載するよう記載を改めること。また、旧課程の生徒が在籍しており、当該生徒に対する教育課程に関するデータは存在するものの、当該教育課程について所轄庁の審議会の認可を受けていない状況であるため、学則変更の認可を受け、適切に位置づけること。 ②通信教育連携協力施設を設ける場合には、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第2項第2号の規定により、通信教育連携協力施設に関する事項を学則に定め、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の規定により読み替えて適用する学校教育法第4条第1項第3号及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第1項第11号に基づき、所轄庁である勝浦市の認可を受けなければならないが、同校はこれを実施せず、通信教育連携協力施設の増設を進めていた。これは不適切であり、適切な手続きを早急に取ること。また、この増設に関し、通信教育連携協力施設の設置がすでに決定事項であるかのような誤った説明を実施していた実態がある場合には、早急にホームページを修正し、保護者・生徒に対し訂正の説明を行うなど、正確な情報の提供を行うこと。 ③学習等支援施設のホームページにおいて、構造改革特区計画の変更申請等がなされていないにもかかわらず、府・市中校や大和校、越谷校など、新たなキャンパスのページが開設され、一部学校説明会が実施されていた。通信教育連携協力施設を増やす場合には、通信教育への影響があることから構造改革特区計画の変更が必要であり、その手続きがなされていないにもかかわらず、新規校として生徒募集等を行うことは不適切である。早急にホームページを修正し、入学説明会に参加した保護者や生徒に対し訂正の説明を行うこと。	
③ 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設とすることができると。具体的に、「特別の事情」がある場合としては、例えば、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられること。また、面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務を行う場合には、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員に実施させることなく、実施校の身分を有する教職員が責任を持って行うこと。	【16】設置する面接指導等実施施設は、どのようなものか。また、面接指導等実施施設として、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設を使用している場合、「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」とはどのようなものか。 【高等学校通信教育規程第3条第2項】	☐ 分校 ☐ 協力校 ☐ 技能教育施設 ☐ 他の学校等の施設（大学、専修学校等） 【特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合】 ※面接指導等実施施設なし		
	【17】面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務を行う場合には、それを担当する教職員は実施校の身分を有しているか。	☐ 有している ☐ 有していない ※面接指導等実施施設なし		
④ 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の実情を勘案し、通信教育規程第5条から第10条までに定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならないこと。	【18】面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、高等学校通信教育規程第5条から第10条までに定める基準と同程度のものとなっているか。	☐ 第5条（教諭等の数） ☐ 第6条（事務職員の数） ☐ 第7条（施設及び設備の一般的基準） ☐ 第8条（校舎の面積） ☐ 第9条（校舎に備えるべき施設） ☐ 第10条（校具及び教員） ※面接指導等実施施設なし		
⑤ 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと。 【高等学校通信教育規定第10条の2第2項】	【19】学習等支援施設の施設及び設備が、教育上及び安全上支障がないものであると判断する基準を設けているか。	☐ 設けている ☐ 設けていない ☒ 確認できない		
⑥ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が上記④及び⑤の基準に適合することについて、確認を行うこと。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときは除く。）は、当該基準を参酌して当該確認を行わなければならないこと。	【20】通信教育連携協力施設を設ける場合に、当該通信教育連携協力施設が上記④及び⑤の基準に適合することについて、確認を行っているか。 【21】通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在する場合、その所在地の都道府県知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときは除く。）を参酌して上記④及び⑤の基準に適合することの確認を行っているか。【高等学校通信教育規程第10条の2第3項】	☐ 行っている ☒ 行っていない ☐ 行っている ☒ 行っていない	①高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第10条の2第3項において、通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制課程の設置の認可に係る基準を参酌して確認を行わなければならないとされているが、提出された書類からは適切に当該確認がなされた形跡がなかった。学習等支援施設の施設及び設備について、当該基準に適合するか改めて確認を行うこと。	
⑦ 通信教育規程第10条の2第3項に定める「通信教育連携協力施設を設ける場合」とは、新たな通信教育連携協力施設の設置と設置後の維持運営を併せ持つ意味であることから、通信教育連携協力施設が上記④及び⑤の基準に適合することについて、通信教育連携協力施設を新たに設ける場合に確認を行うとともに、設けた後も当該基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行うべきであること。また、通信教育連携協力施設を設けた後に、通信教育規程第4条第2項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員を変更しようとする場合においても、同様に確認を行うこと。	【22】通信教育連携協力施設を設けた後も、上記④及び⑤の基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行っているか。 【23】通信教育連携協力施設ごとの定員を変更する場合において、当該施設が上記④及び⑤の基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行っているか。 【高等学校通信教育規程第4条第2項】（【学校教育法施行規則第5条第1項第3号】）	☐ 行っている ☒ 行っていない ☐ 行っている ☒ 行っていない	①高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第10条の2第3項において、通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制課程の設置の認可に係る基準を参酌して確認を行わなければならないとされているが、提出された書類からは適切に当該確認がなされた形跡がなかった。学習等支援施設の施設及び設備について、当該基準に適合するか改めて確認を行うこと。	
⑧ 私立の実施校の設置者にあつては、上記⑥の確認を行うに当たって、上記④及び⑤を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体をいう。以下同じ。）が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が備わっていることを確認すること。また、その具体的な確認内容及び確認結果については、所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体からの求めに応じてすみやかに提出することができよう、適切に保存及び管理すること。	【24】実施校の設置者は、上記⑥の確認を行うに当たって、上記④及び⑤を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が備わっていることの確認を行っているか。 【25】具体的な確認内容及び確認結果について、文書等により適切に保存及び管理を行っているか。	☐ 行っている ☒ 行っていない ☐ 行っている ☒ 行っていない	①高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第10条の2第3項において、通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制課程の設置の認可に係る基準を参酌して確認を行わなければならないとされているが、提出された書類からは適切に当該確認がなされた形跡がなかった。学習等支援施設の施設及び設備について、当該基準に適合するか改めて確認を行うこと。	
⑨ 面接指導等実施施設における教育課程の適切な編成・実施が可能となるよう、その教育環境の確保に当たっては、当該面接指導等実施施設において面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）に応じて、例えば、保健体育等での実技、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施することができよう、実施校と同様に、面接指導等の実施に必要な実験・実習等のための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等を確保すること。	【26】面接指導等実施施設において、面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目等に応じて、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施するための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等が確保されているか。 【学習指導要領解説5通信制の課程における教育課程の特例】【学習指導要領第1章総則第2款5】	☐ 確保されている ☐ 一部確保されている ☐ 確保されていない ※面接指導等実施施設なし		
⑩ 通信教育連携協力施設のエデュケーション環境の確保に当たっては、多様な生徒の実態を踏まえ、例えば保健室の整備や養護教諭等の配置を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供することができるものとする。	【27】通信教育連携協力施設において、保健室やそれに代わる施設を整備しているか。 【28】通信教育連携協力施設において、養護教諭等を配置しているか。	☐ 整備している ☐ 一部整備している ☒ 整備していない ☐ 配置している ☐ 一部配置している ☒ 配置していない		

法令等及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（Ｒ５、２一部改訂）記載事項	調査内容	調査結果	調査時の指摘事項	評価
（４）通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等				
① 通信教育連携協力施設を設ける実施校の設置者は、当該施設との連携協力について担当する教職員を配置し、定期的に訪問するなど、適切な連携協力関係の確保に努めること。	【29】通信教育連携協力施設との連携協力について担当する教職員を配置しているか。	☒ 配置している ☐ 配置していない	①通っている生徒の保護者から、学習等支援施設の料金に一部未納があるために転校させてもらえない、就学支援金が入っていないので転校させてもらえない、といった問合せが所轄庁等に複数あったとのことであるが、学習等支援施設の料金に関することを理由に同校からの転校・退学を認めないことは極めて不適切である。このようなことのないよう、実施校から学習等支援施設に注意を促すとともに、転校や退学については、実施校が責任を持って対応すること。	実施校は、通信教育連携協力施設の学習等支援施設との連携協力内容について、委託契約書をもって、あらかじめ文書による取り決めを行っていることが確認できた。 しかし、当該施設に通っている生徒の保護者から所轄庁である勝浦市に対して、当該施設の対応等に係る問い合わせが複数あった。 また、当該施設のホームページやパンフレットには、当該施設が実施校であるとの誤解を与える虚偽の記載がなされていることが確認され、修正を行うよう指摘した。 このため、当該施設の取り扱いについて明記されている高等学校通信教育規程及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインに規定される事項を十分に理解し、生徒・保護者に誤解を与えることがないよう適切な運用を行う必要がある。
② 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合において、実施校の設置者と通信教育連携協力施設の設置者が異なる場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと。	【31】通信教育連携協力施設との連携協力内容について、あらかじめ文書による取り決めを行っているか。	☒ 行っている ☐ 一部の施設と行っている ☐ 行っていない		
③ 添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握・確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務（以下「添削指導等」という。）は、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員など実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させることなく、実施校の教職員が行うこと。 （注釈１）実施校の校長の監督権が及ばない通信教育連携協力施設の職員に添削指導等を行わせることが不適切であることは当然として、協力校についても、実施校の校長の監督権が及ばない協力校の教職員に、実施校の教職員に代わって添削指導等を実施させることはできない。また、指定技能教育施設についても、実施校の校長の監督権が及ばない指定技能教育施設の職員に、実施校の行う高等学校通信教育に関する添削指導等を実施させることはできない。	【32】添削指導等は、全て実施校の教職員（１．（４）④に基づき通信教育連携協力施設の職員に実施校の教員としての身分を付与している場合を含む。以下同じ。）により行われているか。（実施校の教職員により行われているものに☑をつける）	☒ 添削指導 ☒ 面接指導 ☒ 多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導 ☒ 試験 ☒ 生徒の履修状況の把握・確認 ☒ その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務		
④ 通信教育連携協力施設に実施校の教員を派遣・配置したり、通信教育連携協力施設に勤務する各教科の教員免許状を有する職員に対して、兼務発令等により実施校の教員としての身分を付与し、実施校の添削指導等を行わせたりする場合、添削指導等が実施校の校長の監督下、実施校の設置者の管理責任の下で行われること、及び実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないことを担保するための適切な措置を講じること。 具体的には、例えば、契約書や委嘱状その他の書面により、通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容を明確に定めること、実施校の方針に従い教育活動を行うことができるようマニュアルを整備することや、通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を置くことなど、管理運営上、一層の工夫を行うよう留意すること。	【33】添削指導等を行う通信教育連携協力施設の職員に対して、兼務発令等により実施校の教員としての身分を付与しているか。	☒ 添削指導等を行う全ての職員に付与している ☐ 添削指導等を行う職員の一部に付与している ☐ 付与していない		
（注釈２）添削指導等については、実施校の設置者が通信教育連携協力施設の職員に対して給与等を支払っているかどうかに関わらず、実施校の校長の監督下、その管理責任の下で行われることが必要である。また、このことは、単に契約書や委嘱状等の形式ではなく、実態に即して判断するべきものであることに留意することが必要である。	【34】通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容が契約書や委嘱状その他の書面により明確に定められているか。	☒ 定められている ☐ 定められていない		
	【35】通信教育連携協力施設において実施校の方針に従った教育活動が行われるようマニュアル等を整備しているか。	☒ 整備している ☐ 整備していない		
	【36】通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を配置しているか。	☒ 配置している ☐ 配置していない		
⑤ 生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と通信教育連携協力施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、通信教育連携協力施設において、通信教育連携協力施設が高等学校であると誤解させたり、通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのよう説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないようにすること。授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるようにすること。	【37】生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明しているか。	☐ 説明している ☒ 説明していない	①学習等支援施設のホームページや生徒募集のためのパンフレットの記載において、例えば八千代校のホームページでは、「八千代市にある通信制高校 成美学園八千代校は京成八千代台駅から徒歩3分にある通信制（単位制）高校です。学園は、【毎日通えるコース】から、【年に数回通うコース】まで自分に合ったスタイルで高校生活を送ることができ、先生のサポートもと、3年間で高校卒業資格が取得できます。」「通信制高校の特色を生かし、午後はコース活動を行っています。」「わかりやすい丁寧な指導で、高卒資格取得をサポートします。『高校を卒業できなかったけど、やっぱり高校卒業資格がほしい』『進学や就職のために高校卒業の資格が必要』と思った時、週1日～月1日（年間3～6回）の登校で、留年の心配なく3年間で卒業できます。』など、学習等支援施設が実施校であるとの誤解を与える虚偽の記載がなされており不適切である。生徒・保護者に対して誤解を与えることがないよう、全ての学習等支援施設のホームページにおいて、実施校と学習等支援施設の区分が明瞭となるよう早急に記載を修正すること。	
（注釈３）本ガイドラインは、実施校において、高等学校通信教育の質の確保・向上のために留意すべき事項を定めるものであり、通信教育連携協力施設が独自に行う活動等について直接規定するものではないが、多くの通信教育連携協力施設において実施校の生徒募集等が行われている実態があることを実施校自らが認識していることや、実施校には、文書による取り決め等により通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保に努めることが求められることに鑑みれば、実施校の責任として、生徒・保護者に対して不適切な説明が行われないようにすることが必要である。	【38】生徒や保護者から、通信教育連携協力施設が高等学校の施設であると認識していたといった問合せがないか。	☒ 問合せがある ☐ 問合せがない ※協力施設へ入学を申し込む旨の相談を実施校が受けることがあり、都度その違いを説明している。	②同校の募集要項や入学願書等において、勝浦市の本校入学と同時に学習等支援施設に入所する「一般通信クラス」と本校に進学する「全日通学クラス」「オンラインクラス」が同列に表示されており、詳細の説明がないなど、高等学校の費用と学習等支援施設についての区分が明確でない。費用に関しても、3つのクラスに関する区分が明記されていない状態となっているため、生徒・保護者に対して誤解を与えることがないよう、内容を見直すこと。	
	【39】通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのような説明を行っていないか。	☐ 行っている ☒ 行っていない		
	【40】授業料等について、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と連携施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明をしているか。	☐ 説明している ☒ 説明していない	③通っている生徒の保護者から、学習等支援施設の料金に一部未納があるために転校させてもらえない、就学支援金が入っていないので転校させてもらえない、といった問合せが所轄庁等に複数あったとのことであるが、学習等支援施設の料金に関することを理由に同行からの転校・退学を認めないことは極めて不適切である。このようなことのないよう、実施校から学習等支援施設に注意を促すとともに、転校や退学については、実施校が責任を持って対応すること。	
⑥ 通信教育連携協力施設において、実施校の名称のみを掲げた看板を設置するなど、通信教育連携協力施設が実施校であるかのような誤解を招くことのないように留意すること。上記④の方法による場合においても、当該施設は、実施校とは連携等の関係にある施設であって、実施校ではないことが明確になるようにすること。	【41】通信教育連携協力施設の看板について、当該施設が実施校であるかのような誤解を招く標記になっていないか。	☒ なっている ☐ なっていない		

法令等及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（Ｒ５、２―部改訂）記載事項	調査内容	調査結果	調査時の指摘事項	評価
（５）学校評価				
① 教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。	【42】自己評価の実施及び公表を行っているか。 【学校教育法施行規則第１０４条(第６６条の準用)】 【学校評価ガイドライン】	☐ 実施し、公表している ☐ 実施しているが、公表していない ☒ 実施していない ※開講初年度のため実施なし。今年度は1月末に実施予定	①同校では、自己評価を実施・公表していないとのことであるが、学校評価については、学校教育法施行規則第１０４条において準用する同規則第６６条に基づき適切に自己評価を実施し、結果を公表すること。また、学校関係者評価の実施及びその結果の公表に努めること。加えて、通信教育連携協力施設においても高等学校通信教育規程第１３条に基づき、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表すること。また、通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	実施校における自己評価及び学校関係者評価並びに通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況についての評価及び通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者による評価が行われていないことが確認された。 学校教育法施行規則の規定に基づき適切に実施する必要がある。
② 通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。	【44】通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力について、自己評価の実施及び公表を行っているか。 【45】通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力について、関係者評価の実施及び公表を行っているか。	☐ 実施し、公表している ☐ 実施しているが、公表していない ☒ 実施していない ※開講初年度のため実施なし。今年度は1月末に実施予定 ☐ 実施し、公表している ☐ 実施しているが、公表していない ☒ 実施していない ※開講初年度のため実施なし。今年度は1月末に実施予定		
③ 上記①及び②の評価を行うに当たっては、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月22日、文部科学省作成）等を踏まえるとともに、実施校による各通信教育連携協力施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも1年度間に1回は行うことを基本とすること。	【46】上記①及び②の評価を少なくとも1年度間に1回は行っているか。	☐ 行っている ☒ 行っていない ※開講初年度のため実施なし。今年度は1月末に実施予定		
④ 上記①及び②の評価を行った場合には、その結果を実施校の設置者に報告すること。また、これらの評価結果に基づき、学校運営や教育活動等の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。	【47】上記①及び②の評価を行った場合にその結果を実施校の設置者に報告しているか。	☐ 報告している ☒ 報告していない ※開講初年度のため実施なし。今年度は1月末に実施予定		
⑤ 外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の実施により、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって、学校運営や教育活動等の適正化に資するものとなることに加え、学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策等が明確となり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることが期待されるものであることから、主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価の積極的な活用を検討すること。	【48】主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価の実施及び公表を行っているか。	☐ 実施し、公表している ☐ 実施しているが、公表していない ☒ 実施していない ※開講初年度のため実施なし。		
（６）情報公開				
① 実施校は、通信教育規程第14条第1項に掲げる教育活動等の状況として、以下に掲げる事項に関する情報（以下（d）から（i）までに掲げる事項にあっては、通信教育連携協力施設ごとの状況に関する情報を含む。）を公表すること。 （a）学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。 （b）通信教育を行う区域に関すること。 （c）通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。 （d）教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。 （e）入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。 （f）通信教育実施計画（通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。）に関すること。 （g）校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。 （h）授業料、入学科料その他の費用徴収に関すること。 （i）生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。	【49】左記の情報を公表しているか。（公表しているものに☑をつける） ☒ 公表している学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。 ☒ 通信教育を行う区域に関すること。 ☒ 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。 ☒ 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。 ☐ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。 ☐ 通信教育実施計画（通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。）に関すること。 ☒ 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。 ☒ 授業料、入学科料その他の費用徴収に関すること。 ☐ 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。	①学則について、面接指導等実施施設と学習等支援施設の性質が異なることに鑑み、通信教育連携協力施設の種類を明確に区別して記載するよう記載を改めること。また、旧課程の生徒が在籍しており、当該生徒に対する教育課程に関するデータは存在するものの、当該教育課程について所轄庁の審議会の許可を受けない状況であるため、学則変更の許可を受け、適切に位置づけること。 ②学校の情報を公文書として外部に回答する場合においては、その情報が各種調査等に使用される可能性や、公表される可能性を踏まえ、正確な回答に努め、訂正する場合にはその理由を示すなど、受け手に混乱をもたらすことのないよう注意することが望ましい。	公表すべき事項について、学校ホームページ以外のインターネット上で情報を公表していることが確認できたが、高等学校通信教育規程第１４条第１項に規定されている事項のうち、３項目が確認できなかった。 当該規程に基づき適正に公表する必要がある。 また、学校の情報を書面で外部に公表する際、訂正を重ねる事象が複数確認されているため、正確な書類作成による情報公開を行う必要がある。	
② 上記①の情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第１項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表すること。	【50】情報の公表に当たって、どのような媒体によって公表しているか。	☐ 学校ホームページ ☐ 刊行物 【その他】 学校ホームページ以外での公表		

法令等及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（Ｒ５、２一部改訂）記載事項	調査内容	調査結果	調査時の指摘事項	評価
（７）その他				
① 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行うための指導体制・良好な教育環境を確保する観点から、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと。	【51】実施校における通信制の課程の収容定員は適切に定められているか。	☐ 適切に定められている ☒ 過大な収容定員の状態である	①現在の在籍生徒数は1，３００人程度であるが、現在の生徒数でも、面接指導等を実施するために実施校の教員が不足していたため、学習等支援施設の教員免許保持者に兼務発令を行い面接指導の回数を確保している実態があった。このような実態を踏まえて、教職員体制の充実や、施設の利用等を総合的に踏まえた収容定員・募集定員の縮小等を適切に実施し、学校運営に支障がないよう努めること。 ②構造改革特区計画に記載し、認定された生徒見込み数最大1，５０９人をはるかに上回る２，５００人で収容定員を設定したり、計画の変更認定を受けることなく学習等支援施設を増加させたりしていた実態があったが、これは構造改革特別区域法に基づき、内閣総理大臣が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること等の基準に適合していることを確認して認定している趣旨を逸脱しており、不適切である。当該法を遵守し、計画に沿った内容を実施すること。	構造改革特別区域計画に記載し、認定された生徒見込み数最大1，５０９人をはるかに上回る２，５００人で収容定員を設定しており、過大な収容定員の状態である。 また、この影響から、現在の生徒数においても、実施校の教員が不足していることに起因する不適切な取扱いが確認されている。 さらに、法令等に規定され、備えるべき書類が整備されていない状況も確認されている。 加えて、各種修学支援制度の説明についても、不正確な説明や回答を行っていた事実が、保護者や他の行政機関からの通報で確認されている。 学校に係る法令や制度の知識や理解が不足していることが、不適切な学校運営の原因となっており、生徒や保護者の不利益となっている事実がある。このため、学校設置会社及び学校の教職員が、学校に係る法令や制度について正確に理解し、学校の基礎を構築することが必要である。
② 編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理すること。また、学期の途中に転入学・編入学を受け入れる際には、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で、下記２の教育課程等に関する事項を踏まえ適切な教育を行うこと。	－	－		
③ 高等学校入学選抜の日程については、各都道府県において公・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議等を経て定められていること、高等学校入学選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと。また、通信教育連携協力施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされないようにすること。	－	－		
④ 実施校において、学校教育法施行規則第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること。	【52】実施校において法令上必要な表簿等を備えているか。備えていない場合、それは何か。	☐ 備えている ☒ 備えていない 【備えていないもの】	①出勤簿等の学校教育法施行規則第２８条に定める学校において備えなければならない表簿について、作成・保存が適正に実施されていないため改めるとともに、特に公文書として外部に回答する場合についてのチェック体制を整備すること。	
	【53】法令上定められた保存期間分の表簿を保存しているか。	☐ 保存している ☒ 保存していない	①出勤簿等の学校教育法施行規則第２８条に定める学校において備えなければならない表簿について、作成・保存が適正に実施されていないため改めるとともに、特に公文書として外部に回答する場合についてのチェック体制を整備すること。	
	【54】実施校において、生徒の連絡先等の基本的な情報や、添削課題の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等、生徒の学修状況に関する情報を管理しているか。（サポート施設等に問い合わせないと分からない状態ではないこと等）	☒ 管理している ☐ 管理していない		
	【55】生徒の個人情報の保護のため、セキュリティポリシーの策定しているか。	☒ 策定している ☐ 策定していない		
⑤ 実施校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第５条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第１項に規定する危機等発生時対処要領、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針などの法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること。	【56】学校保健計画を作成しているか。	☒ 作成している ☐ 作成していない		
	【57】学校安全計画を作成しているか。	☒ 作成している ☐ 作成していない		
	【58】危機等発生時対処要領を作成しているか。	☐ 作成している ☒ 作成していない	①学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２９条により作成が義務付けられている危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）について、関係機関の連絡先や対応者が○×で示されており、危険等発生時に対応できるとは言えない状況にあることから、適切に定められているとは言えないため、内容を今一度見直すこと。	
	【59】学校いじめ防止基本方針を作成しているか。	☒ 作成している ☐ 作成していない		
⑥ 高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等に当たって、高等学校等就学支援金が、例えば、学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないことはもとより、授業料や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示すること。 （注釈４）例えば、高等学校等就学支援金については、支給資格や支給額その他申請上の留意点等について、奨学金については申込資格・基準や返済義務等について、また、教育ローンやクレジット契約については返済内容その他消費者保護のために必要な事項等について、適切かつ明確な説明を行うことが必要である。	【60】授業料や高等学校等就学支援金、奨学金、教育ローンやクレジット契約等の取扱いについて、生徒・保護者に誤認させるようなこととならないよう、適切かつ明確に説明を行っているか。	☐ 行っている ☒ 行っていない	①所管庁から情報提供のあった「学び直し支援金」に関する保護者への不適切な説明の事案。保護者から学校に対して、学び直し支援金の該当性について複数回に渡り問い合わせをしたところ、学校側からは該当性がない旨の回答があった。このため、保護者から所管庁に対して該当性の有無について相談をしたところ、所管庁が確認した結果、該当があることが判明した。この後、所管庁は学校に対して、在校生で該当性のある生徒がいなかったか確認するよう指導したところ、当該支援金に該当する生徒が５人確認されたものである。	

法令等及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（Ｒ５、２一部改訂）記載事項	調査内容	調査結果	調査時の指摘事項	評価
2. 教育課程等に関する事項				
（１）教育課程及びそれに基づく指導と評価				
① 通信制の課程においても、高等学校教育として、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「指導要領」という。）等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成すること。	－	－	①現在の教育課程表について、生徒の教科・科目の選択履修の余地が少な いことから、生徒の特性・進路等に応じた適切な教科・科目の履修ができるよ う努めること。 ②学校設定科目である「基礎数学」「基礎理科」「基礎英語」について、教育 課程表に記載があるものの、学習等支援施設から「難しすぎる」といった指摘 を受けて、開講を見送り、今年度については学習等施設における補習の扱い としているという実態があった。結果として、教育課程表が不正確となっている ため、次年度に向けた見直しを行うとともに、学習等支援施設ではなく、実施 校が主体となった学校運営となるよう、学校運営の在り方についても再考する ことが望ましい。	教育課程の編成については、教育課程表に記載した科目の開講を見送り、 学習等支援施設における補習として取り扱っている実態が確認された。 また、高等学校通信教育規程第4条の3に規定される通信教育実施計 画についての理解が不足しており、指導計画と通信教育実施計画の区別が なされておらず、生徒への明示がなされていない状況が確認された。 加えて、特別活動については、年間指導計画が作成されていないことが確 認された。 高等学校通信教育規程は、高等学校の通信制の課程において教育を行 うために必要な最低の基準を定めるものであり、高等学校学習指導要領は 教育課程の基準を定めるものであるが、これらの理解が不足しているため、定 められた基準に基づく適切な運営が行われていないことが確認された。
② 教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目等のそれ ぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材（教科用図書 等）、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成すること。	【61】各教科・科目等について、指導目標、指導内容、指導の順序、指 導方法、使用教材、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を 作成しているか。	☐ 全ての教科・科目等について作成している ☒ 作成していない教科・科目等がある ☐ 作成していない	①同校においては、高等学校通信教育規程第4条の3に定める通 信教育実施計画について理解が不足しており、指導計画と通信教育 実施計画の区別がなされておらず、また生徒への明示がなされてい なかった。例えば、通信教育規程第4条の3第2号に掲げる「通信教 育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」としては、通信 教育規程第2条第1項及び第2項の規定に基づき、添削指導、面 接指導及び試験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区 分した上で、その実施回数等に応じながら、取り扱う単元などの具 体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接指導 の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具 体的な年間計画を記載するなど、生徒が学習を進めるうえで容易に理解で きるよう工夫して記載することが望ましい。改善の上、生徒に対して明示 すること。	今後、前述の規程等を、学校設置者をはじめ教育活動に携わる教職員 が正確に理解し学校運営にあたるよう、高等学校通信制課程の知識及び経 験を有する者による研修等を実施する必要があると考える。さらに、学校が生 徒、保護者に対して開講前に提示するべき計画等が提示されていないこと は、生徒が学習目標や計画を立てることに大いに影響することであるため、生 徒が適切な高校教育を受けられるよう引き続き改善を求める必要がある。
③ 全日制課程及び定時制課程においては1単位当たり35単位時間の授業が標準とされ ており、通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められていることを踏ま え、面接指導・添削課題等（多様なメディアを利用した学習を含め、これらに類するものを含 む。）の学習時間や学習内容について、指導要領に定める各教科・科目等の目標を達成す るものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと。	【62】指導計画に記載されている項目はどのようなものがあるか。	☒ 指導目標 ☒ 指導内容 ☒ 指導の順序 ☐ 指導方法 ☒ 使用教材 ☐ 指導の時間配当 ☒ 学習成果の評価 ☐ 単位認定の基準 ☐ その他（ ）	②特別活動について、年間指導計画が作成されていないため、高等 学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第5章 を踏まえて作成すること。 ③同校において、教科書の配布の遅れにより学習開始に遅れが生じ たことであったが、それによって年間を通じた生徒の学習量・質が低 下することのないよう努められた。	
④ 通信教育の実施に当たっては、指導要領及びその解説並びに本ガイドラインを踏まえ、次 に掲げる事項を記載した計画として、通信教育実施計画を作成すること。 （a）通信教育を実施する各教科・科目等の名称及び目標に関すること。 （b）通信教育を実施する各教科・科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の 通信教育の計画に関すること。 （c）通信教育を実施する各教科・科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の 認定に当たっての基準に関すること。	【63】面接指導・添削課題等の学習時間や学習内容について、指導 要領に定める各教科・科目等の目標を達成するために、全日制・定時制 の35単位時間相当になるよう適切に設計の上、指導を行っているか。	☒ 行っている ☐ 行っていない		
⑤ 通信教育の実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項が それぞれ容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、通信教育規程第4 条の3第2号に掲げる「通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」として は、通信教育規程第2条第1項及び第2項の規定に基づき、添削指導、面接指導及び試 験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分した上で、その実施回数等に応じな がら、取り扱う単元などの具体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接 指導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具体的な年間計画を記載 するなど、容易に理解できるよう工夫して記載すること。	【64】通信教育実施計画を作成しているか。 【高等学校通信教育規程第4条の3】	☐ 作成している ☒ 作成していない	①同校においては、高等学校通信教育規程第4条の3に定 める通信教育実施計画についての理解が不足しており、指導 計画と通信教育実施計画の区別がなされておらず、また生徒 への明示がなされていなかった。例えば、通信教育規程第4条 の3第2号に掲げる「通信教育の方法及び内容並びに一年 間の通信教育の計画」としては、通信教育規程第2条第1項 及び第2項の規定に基づき、添削指導、面接指導及び試験 並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分した上 で、その実施回数等に応じながら、取り扱う単元などの具 体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接指 導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日など の具体的な年間計画を記載するなど、生徒が学習を進めるう えで容易に理解できるよう工夫して記載することが望ましい。改 善の上、生徒に対し明示すること。	
⑥ 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第3条の規定により通信教育 連携協力施設を設ける場合には、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項に関する当 該通信教育連携協力施設ごとの連携協力に係る活動の状況について、容易に理解できるよ う記載されている必要があること。例えば、実施校と通信教育連携協力施設とで面接指導等 の実施日が異なる場合には、当該通信教育連携協力施設で面接指導等を受けることを予 定する生徒に対して、当該通信教育連携協力施設において実施される面接指導等の一年 間の計画等が容易に理解できるよう記載し、明示すること。	－	－		
⑦ 通信教育実施計画の作成に当たっては、学校教育法等の関係法令に則って、高等学校 として実施する高等学校通信教育と、正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学 コース）とは明確に区別されるものであり、渾然一体となって記載されることがないようこと。	【65】通信教育実施計画の記載内容において、高等学校として実施する 高等学校通信教育と正規的教育課程ではない教育活動について明確に 区別した記載となっているか。	☐ なっている ☒ なっていない		
⑧ 通信教育実施計画については、通信教育規程第4条の3の規定に基づき、生徒に対し て、あらかじめ明示するとともに、通信教育規程第14条第1項第6号及び同条第2項の規 定に基づき、広く一般に公開すること。例えば、刊行物の掲載、学校ホームページを活用したイ ンターネットの利用等の方法が考えられること。	【66】通信教育実施計画をあらかじめ生徒に対して明示し、広く一般に公 開しているか。	☐ 公開している ☒ 公開していない		
	【67】公開している場合、どのような方法で公開しているか。	☐ 学校ホームページ ☐ 刊行物 【その他】		
⑨ 学習評価に当たっては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児 童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日文部科学省初 等中等教育局長通知）に示す評価の観点及び趣旨を十分踏まえながら、それぞれの教科・ 科目等のねらいや特性を勘案して、具体的な評価基準を設定するなど評価の在り方を工夫す ること。	【68】H31.3.29通知を踏まえた具体的な評価基準を設定しているか。	☐ 設定している ☒ 設定していない		
⑩ 単位修得の認定は、教員が行う平素の学習評価に基づいて、最終的に校長が行うこと。 校長は、学校があらかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得した者と、特別活動を 履修しその成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定す ること。	－	－		
⑪ 指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用し て課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学 習に取り組む態度を養うことに特に意を用いることとされている（学校教育法第30条第2項 等）ことを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づき適切な教育が実施されるよう教育 活動の工夫を図ること。	－	－		
⑫ 集団活動の場として欠かすことのできないホールーム活動をはじめとした特別活動の重要 性に鑑み、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、特別活動について卒 業までに30単位時間以上指導すること。	【69】特別活動について、通信教育実施計画及びその下での年間指導 計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導しているか。	☒ 30単位時間以上 ☐ 30単位時間未満	①特別活動について、年間指導計画が作成されていないため、 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68 号）第5章を踏まえて作成すること。	

法令等及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（Ｒ５、２一部改訂）記載事項	調査内容	調査結果	調査時の指摘事項	評価
（２） 添削指導及びその評価				
① 添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は添削指導を通して生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性をつまづきを的確に捉えて指導すること。	－	－		一部の教科の添削指導において、当該教科の教員免許状を保持していない者が添削指導を行っていた事実が確認された。 また、添削指導の多くが、正誤の判定及び一律の正答例を記載しているのみであり、生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性をつまづきを的確に捉えて指導することが十分に出来ていないことが確認された。 添削指導の在り方を、全ての教員が理解したうえで実施する必要があるため、教員研修等により教員の質の向上を図る必要がある。 免許外指導による添削指導の回復措置については、その実施状況を確認する。
② 添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	【70】各教科・科目等の添削指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか	☐ 取得している ☒ 取得していない教員がいる ☐ 取得していない	①一部の教科の添削指導において、評価者欄に当該教科の免許保持者である教員の署名がなされているが、当該教員からは添削指導を実施した旨の確認ができておらず、実際は当該教科の教員免許状を有していない者が行っていた可能性がある。添削指導については、実施校の身分を有し、適切な免許状を有する者により行われなければならないことから、当該教科の免許状を有していない者が行っている事実がある場合には、速やかに改めるとともに回復措置を講じること。	
③ 指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、各教科・科目及び総合的な探究の時間における添削指導の回数を十分確保すること。	【71】各教科・科目及び総合的な探究の時間において、指導要領で定めている添削指導の回数を確保しているか。確保できていない場合、その教科・科目等は何か。 【高等学校学習指導要領第１章総則第２款５】	☒ 確保している ☐ 確保していない 【確保できていない教科・科目等】		
④ マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一的や短答式の問題が大勢を占めるような構成の添削課題は不適切であること。添削課題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。	【72】添削課題の解答形式について、マークシート形式のように機械的に採点ができるようなものであったり、択一式の問題が大半を占めるような形式となっていないか。	☐ なっていない ☒ 一部の教科・科目等となっている ☐ すべての教科・科目等となっている	①添削指導の多くが、正誤の判定及び一律の正答例を記載しているのみである。添削指導は生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考方向をつまづきを的確にとらえて指導していくことが必要であることを踏まえて、例えば、不正解であった設問について解説や、生徒が自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載するよう努めること。	
	【73】添削課題は思考力・判断力・表現力を育成するために必要な記述式の問題を十分含んだものとなっているか	☐ なっている ☒ 一部の教科・科目等となっている ☐ すべての教科・科目等ではない	①添削指導の多くが、正誤の判定及び一律の正答例を記載しているのみである。添削指導は生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考方向をつまづきを的確にとらえて指導していくことが必要であることを踏まえて、例えば、不正解であった設問についての解説や、生徒が自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載するよう努めること。	
⑤ 添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わないこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりすることがないよう、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、計画的に実施すること。	【74】年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行っていないか。	☐ 行っている ☒ 行っていない		
	【75】添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施していないか。	☐ 実施している ☒ 実施していない		
⑥ 添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること。	【76】添削指導に当たって、正誤のみの記載や簡易的なコメントのみとせず、各生徒の正誤の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載ができてるか。	☐ できている ☒ できていない	①実施校の教員が「添削指導」を「採点」と表現するなど、添削指導の意味を理解できていないと思われる状況となっている。通信教育における添削指導、面接指導の在り方を全ての教員が理解した上で実施する必要があるため、教員研修等により教員の質の向上を図ること。 ②添削指導の多くが、正誤の判定及び一律の正答例を記載しているのみである。添削指導は生徒の学習状況を把握し、生徒の思考方向をつまづきを的確にとらえて指導していくことが必要であることを踏まえて、例えば、不正解であった設問についての解説や、生徒が自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載するよう努めること。	
⑦ 生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えること。	【77】生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えているか。整えている場合、それはどのようなものか。	☒ 整えている ☐ 整えていない 【整えている場合】 ※具体的な事項は未確認。		

法令等及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（Ｒ５、２一部改訂）記載事項	調査内容	調査結果	調査時の指摘事項	評価
（３） 面接指導及びその評価				
① 面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めること。	－	－	①同校では、理科について、実験を行うことができていないとのことであるが、実験は、指導要領で定める目標を達成するために重要なものであることから、実施するよう努めること。	家庭総合、家庭基礎をはじめとした一部の科目において、当該教科の免許を持たない教員が面接指導を担当していたことが確認された。さらに、面接指導の一部の日程について、時間割と教員の勤務記録が一致しないことが確認されるなど、免許外指導が行われていたことが確認された。このことから、記録として作成された書類から実施状況が不明な状態であることも判明した。
② 面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	【78】各教科・科目等の面接指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか	☐ 取得している ☒ 取得していない教員がいる ☐ 取得していない	①同校においては、免許外教科担任の許可の申請等はせず、全ての教科・科目について相当免許を持った教員が面接指導を実施しているとのことであったが、家庭総合、家庭基礎をはじめとした一部の科目において、当該教科の免許を持たない教員が面接指導等を担当していたと関係者の話等により判明している。また、一部の日程について、時間割と、時間割で面接指導を実施していると記載された教員の勤務記録が一致しないなど、免許を持った教員ではない者が面接指導を実施している疑いのある事例が確認された。 相当免許を持たない教員が面接指導を実施していたものについては、面接指導の補講を早急に実施するとともに、書類と事実の相違が疑われるものについても、相当免許を持った実施校の教員による実施が確認できないものについては同様の回復措置を取ることに。 ②面接指導の時間割において、提出された書類について、教員名簿に記載のない者が記載されていたり、実際に実施したものと違う教科や時限の記載があったり、出勤簿の出勤状況と齟齬があったりするなどして、実施状況が書類から不明な状態であった。面接指導は、実施校の身分を有し、適切な免許状を有する者により行われなければならないものであることから、面接指導の担当教員やその日程など、面接指導関係の記録は慎重に事実確認を行った上で、正確に記載し、保存すること。	また、理科における実験は、学習指導要領に定める目標を達成するために重要なものであるが、機材が未整備であり実験を行うことが出来ていないことが確認された。 加えて、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導していることが確認された。 面接指導は高等学校通信教育における基幹的な部分である。教育職員免許法の既定に抵触する免許外指導は、単位認定が無効となるなど、生徒が不利益を被ることとなるため、徹底した再発防止が必要である。 免許外指導が行われた科目については、回復措置の実施状況を多方面から確認する必要がある。
③ 指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保すること。面接指導の授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保すること。	【79】各教科・科目における面接指導の単位時間数が指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて確保されているか。確保されていない場合、その教科・科目は何か。 【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	☒ 確保されている ☐ 一部確保されていない ☐ 確保されていない 【確保されていない教科・科目】		
	【80】面接指導を実施するに当たって、1単位時間を弾力化しているか（例えば、40分として行っている等）	☐ 弾力化している ☒ 弾力化していない		
	【81】1単位時間を弾力化する場合、標準単位時間をもとに計算された単位数に見合う面接指導の時間数が確保されているか。	☐ 確保されている ☐ 一部確保されていない ☐ 確保されていない 【確保されていない教科・科目】 ※弾力化していない		
④ 面接指導においては、全日制・定時制課程の「授業」とは異なり、それまでの添削指導等を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導するものであって、個に応じた指導の徹底を図ること。	【82】一定の時期に面接指導を集中的に行う（いわゆる「集中スクーリング」）ことなどによって、年度の前半に全ての面接指導を終えるような運用や試験を終えた後に面接指導を行うような運用となっていないか。	☐ なっている ☒ なっていない		
	【83】集中スクーリングを実施している場合、生徒に対して、年間を通じて実施校の教員から指導を受ける機会を確保するための方策をとっているか。	☒ とっている ☐ とっていない		
⑤ 面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とすること。具体的には、各学校や生徒の実態等を踏まえ、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できるよう、各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質に応じて適切に設定するべきものであり、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。	【84】面接指導や集中スクーリング時において、同時に面接指導を受ける生徒数は、40人を超えない範囲内となっているか。	☒ 40人以内となっている ☐ 40人を超えている		
⑥ 面接指導において、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは、生徒一人一人が1単位時間の面接指導を十分に受けたとは言い難いため、当該指導を1単位時間の面接指導とする運用は不適切であること。	【85】複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導をしていないか。	☐ 一人の教員が指導をしていない ☒ 一人の教員が指導している	①一部の面接指導の日程において、複数の科目を1人の教員が同時に同一の教室で指導していると思われる書類が提出されていた。一人の教員が複数の科目を同時に同一の教室で指導している状況は、生徒一人一人が当該教員から1単位時間分の面接指導を満足に受けたとは言い難い状況であることから、各教科の目的等を踏まえた適切な指導が行われるようにするとともに、書類について適切に整備すること。	
⑦ 各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導並びに特別活動は、指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要であること。とりわけ総合的な探究の時間や特別活動は、不適切な運用も多く見受けられることから、指導要領に規定される目標及び内容に改めて留意した上で、適切に実施すること。	－	－	①特別活動について、年間指導計画が作成されていないため、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第5章を踏まえて作成すること。	
⑧ 正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されるものであり、面接指導は上記の事項も踏まえ、指導要領等の法令等に基づき実施すること。	【86】年間指導計画等（連携施設の指導計画含む。）において、正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されているか。	☐ 区別している ☒ 区別していない		
⑨ 合宿等を伴って特定時期に集中的に行う面接指導（いわゆる集中スクーリング）の実施を計画する場合には、集中スクーリング後の生徒の添削課題等を通じた学習上の課題を踏まえて適切に指導を行うことが可能な環境・体制を整えること。また、集中スクーリングを実施する際には、生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設置したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。なお、オリエンテーションなどの面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教職員の健康面には十分に配慮すること。	【87】集中スクーリングを実施する場合、1日当たりの面接指導時間数はどれくらいか。	☒ 8単位時間まで ☐ 8単位時間を超えた時間数		

法令等及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（Ｒ５、２一部改訂）記載事項	調査内容	調査結果	調査時の指摘事項	評価
（４）多様なメディアを利用した指導及びその評価				
① ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	【88】ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディア利用による指導及び評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか。	☒ 取得している ☐ 取得していない教員がいる ☐ 取得していない		全生徒がメディアを利用した学習を取り入れ面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数の免除を受けている。ただし、この一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であるが、同校の学習の成果報告の様式は、生徒が学習した内容を数行程度で自由記述させるものであり、生徒の学習内容の定着状況を把握するうえで不十分であった。 また、この減免は、多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れ、その学習成果が満足できると認められる場合に、一定の範囲内で面接指導時間数を免除できるものである。同校では、多様なメディアを利用して行う学習において、生徒が行った学習の時間数以上の時間数を減免するという不適切な運用が行われていた。 学習の成果報告の様式を改めるとともに、実時間減免の取扱いを改善するための措置を講じる必要がある。
② 多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。なお、多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、例えば少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形で利用も考えられること。	－	－		
③ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること。	【89】面接指導等時間数の一部免除を行う場合、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるものであるかということの一部免除を行う教科・科目等の担当教員が確認しているか。	☒ 確認している ☐ 確認していない		
④ ①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、１０分の６以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ１０分の６以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて１０分の８を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定され、10分の6を超えて10分の8まで減免することは極めて例外的な取扱いであること。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	【90】面接指導時間数を「生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合」を判断せずに、機械的に10分の8まで免除していないか。 【91】面接指導時間数を最大10分の8まで免除できる「生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合」の基準を予め定めているか。	☐ している ☒ していない ☐ 定めている ☒ 定めていない ※10分の8まで免除していない		
⑤ 生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保すること。その際には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるようその報告課題等の作成を求めるなどすること。	【92】報告課題等の様式について、観点別学習状況の評価ができるようなものとなっているか。	☐ なっている ☒ なっていない	①同校の多様なメディアを利用して行う学習の成果報告の様式は、生徒が学習した内容を数行程度で自由記述させることとしているが、生徒の学習内容の定着状況等を把握する上で不十分であるため、改善を図ること。	
⑥ 生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること。（注釈５）面接指導への欠席等により面接指導等時間数が不足するおそれのある生徒に対し、多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数の減免を行うとする際には、平素から個々の生徒の面接指導の状況を把握し、多様なメディアを利用して行う学習が計画的、継続的に取り入れられるよう留意が必要である。	【93】面接指導の時間数を免除するにあたり、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除していないか。	☒ している ☐ していない ※メディア枚数＝学習時間数の免除	①多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免は、多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れ、その学習成果が満足できると認められる場合に、一定の範囲内で面接指導時間数を減免できるものであり、その際、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と同程度又はそれ以上の時間数を減免するという運用は不適切である。同校では、多様なメディアを利用して行う学習において、生徒が行った学習の時間数以上の時間数を減免するという運用が行われていたため、改善のための措置を講じること。 また、「令和5年度 教務実務共有事項」において、「メディア学習により可能となるスクーリング時間数の減免を積極的に進める。」とあるが、以上の趣旨を踏まえて記載を見直すこと。	
（５）試験及びその評価				
① 試験は、添削指導及び面接指導等における学習成果の評価とあいまって、単位の認定のほか、その後の指導や生徒自身の学習の改善などに生かすために個々の生徒の学習状況等を把握する上で重要な役割を担うものであり、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて、その内容及び時期を適切に定めること。例えば、１科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。	【94】試験時間について、１科目２０分で実施するといったように極端に短い試験時間を設定していないか。 【95】試験の実施時期について、学期の前半に実施したり、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施するといった運用を行っていないか。	☐ 設定している ☒ 設定していない ☐ 行っている ☒ 行っていない	①試験については、今後の実施の際、生徒全員が円滑に受験できるよう、余裕をもった日程となるよう設定するとともに、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学力定着度等を測るための手段としての試験が、面接指導を受けていない状態での受験とならないよう、十分注意されたい。	試験については、添削指導及び面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位の認定のほか、その後の指導や生徒自身の学習の改善などに活かすために個々の生徒の学習状況等を把握する上で重要な役割を担うものであり、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて行う必要がある。 北関東に所在する学習等支援施設については、４日間の面接指導を終えた翌日に試験を行っていることが確認されており、実施時期については、ガイドライン記載事項に留意し適切に実施する必要がある。
② 試験の実施に当たっては、各教科・科目の特質を踏まえることなく全て自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとしたりするなどの不適切な試験が実施されることがないよう留意し、試験問題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。なお、コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合であっても、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築するなど、実施校の適切な監督下で実施すること。	【96】自由な成果物の提出により試験の替わりとしている教科・科目がないか。 【97】試験問題は毎年問題を変えて出題しているか。 【98】試験を自宅試験の方法で実施しているか。 【99】コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施しているか。 【100】オンラインでの試験等を実施している場合、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築しているか。構築している場合、それはどのような仕組みか。 【101】試験問題は思考力・判断力・表現力を育成するために必要な記述式の問題を十分含んだものとなっているか	☐ ある ☒ ない ☐ 変えている ☐ 変えていない ※開講初年度であるが、次年度以降、試験問題は作り変える方針である。 ☐ 実施している ☒ 実施していない ☐ 実施している ☒ 実施していない ☐ 構築している ☐ 構築していない 【仕組み】 ※実施なし ☒ なっている ☐ 一部の教科・科目等となっている ☐ すべての教科・科目等ではない		
③ 試験の採点及び評価に当たっては、その採点基準及び評価基準を踏まえ、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行うこと。	【102】試験は実施校の教職員の監督下で適切に実施しているか。 【103】採点基準の作成及び評価を行う実施校の全て教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか。	☒ 実施している ☐ 実施していない ☒ 取得している ☐ 取得していない		
（６）学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施				
① 学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施すること。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われないうまま実施されるような運用は不適切であり、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮すること。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、１単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めること。	【104】学校設定教科・科目の添削指導・面接指導及びその評価を行う実施校の全ての教員は、必要とされる教員免許状を取得しているか。 【105】学校設定教科・科目の添削指導及び面接指導の回数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保しているか。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	☒ 取得している ☐ 取得していない教員がいる ☐ 取得していない ☒ 確保している ☐ 確保していない		総合的な探究の時間について、添削課題の内容を「実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立てること」などを目標に掲げ重視していること等を踏まえ、それにふさわしい内容に改める必要がある。 また、教育課程表には、多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免数が明記されていることが確認されたため、免除が適用できないことを理解したうえで、内容を改める必要がある。
② 総合的な探究の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、１単位につき１回以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	【106】総合的な探究の時間の添削指導の回数は、総合的な探究の時間の目標等を踏まえて、１単位につき１回以上を確保しているか。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	☒ 確保している ☐ 確保していない		
③ 総合的な探究の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、１単位につき１単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	【107】総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数は、総合的な探究の時間の目標等を踏まえて、１単位につき１単位時間以上を確保しているか。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】 【108】総合的な探究の時間の面接指導の実施に当たって、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れているか。 【109】総合的な探究の時間の面接指導時間数を多様なメディアを利用して行う学習により一部免除していないか。	☒ 確保している ☐ 確保していない ☐ 取り入れている ☒ 取り入れていない ☐ 免除している ☐ 免除していない	①総合的な探究の時間について、添削課題が自己分析等に終始している。総合的な探究の時間は「実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立てること」などを目標に掲げ重視していること等を踏まえ、総合的な探究の時間にふさわしい内容に改めること。	
（７）その他				
① 添削指導等の質の確保、向上のため、校内外における教員研修の機会の充実に努めること。	【110】実施校の本務教員及び兼務教員に対する添削指導等に係る研修の機会を確保しているか。	☐ 確保している ☒ 確保していない	①実施校の教員が「添削指導」を「採点」と表現するなど、添削指導の意味を理解できていないと思われる状況となっている。通信教育における添削指導、面接指導の在り方を全ての教員が理解した上で実施する必要があるため、教員研修等により教員の質の向上を図ること。	実施校の教員が「添削指導」を「採点」と表現するなど、添削指導の意味を理解できていないと思われる状況となっている。また、添削課題の内容について改善を要する事項が確認されたことから、さらに、免許外指導が行われていたことが確認されたことから、教員研修等を実施し、教員の質の向上を図る必要がある。
② 学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めること。（注釈６）１科目も履修していない、いわゆる「非活動生徒」については、学校に在籍を続けることで、生徒の能動的な活動を待つという教育的配慮が必要な場合もあるため、画一的な対応によるのではなく、生徒の抱える課題等に留意することが必要である。	【111】添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒をそれぞれ把握しているか。 【112】添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対して、生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じて適切な指導又は支援を行っているか。	☒ 把握している ☐ 把握していない ☒ 行っている ☐ 行っていない		
③ 教育支援や生徒指導、進路指導等は、正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）の受講の有無にかかわらず、学校として在籍する全ての生徒に対して、当然に行うべきものであること。	【113】正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）を受講していない場合、受講している生徒と比べて教育支援や生徒指導、進路指導において差がないか。	☐ 差がある ☒ 差がない		

法令等及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（Ｒ５、２一部改訂）記載事項	調査内容	調査結果	調査時の指摘事項	評価
3. 構造改革特別区域制度に関する事項				
①構造改革特別区域基本方針に適合するものであること。（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項第1号）	【114】構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の特例措置の内容に記載されている事項が確保されているか。また、学校設置会社において、生徒の教育環境の改善に努める取り組みが行われているか。	☐ 適合している ☒ 適合していない		同校は、構造改革特別区域法（以下「法」という。）に基づき認定を受けた勝浦市教育特区区域内において、法第12条の規定による学校教育法の特例に関する措置に基づいて設置する学校として、本市が設置認可した広域通信制・単位制高等学校である。 このため、同校は、法に基づく特例措置に基づき設置認可された学校であるため、学校教育法以下の関係法令等に基づく適切な学校運営を行うことはもとより、法に基づき認定された勝浦市教育特区に係る構造改革特別区域計画に沿った内容の学校運営を行う必要がある。 しかし、今般の学校評価にあたり実施した点検調査において、当該計画に記載された学校教育が実施されていないこと。さらに、法に基づき内閣総理大臣が当該計画を認定していることの趣旨を逸脱した取扱いが確認された。 本市としては、法の目的に基づき勝浦市教育特区区域内における地域活性化を図るため、学校設置会社による学校設置事業を円滑かつ確実に実施するものであるが、学校設置会社及び学校には、構造改革特別区域制度及び認定構造改革特別区域計画の趣旨を十分に理解したうえで、学校運営に取り組んでいただく必要がある。
②構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること。（構造改革特別区域法第4条第9項第2号）	【115】構造改革特区計画において、「農業」、「漁業」、「マリンスポーツ」、「武道」については、本市の地域特性の礎であるため、毎年行われるスクーリング学習における学校設定教科のキャリア実践科目として設定し、地域住民との交流を通じて地域社会の現状を知り、先達の経験則に学びながら各産業の意義を知るとともに、課題を考察し将来の姿を創造する力を育むことで、本市の地場産業及びその関連業への就業希望者及び起業者が増加し、少子高齢化及び人口減少を原因とする後継者不足の改善を図り、地場産業振興による地域活性化を推進する。」「行事については、音楽祭や文化祭、体育祭の他、eスポーツ大会を企画し、こういった各行事には、地域住民が見学、参加する機会を設けることで、地域住民との交流を活性化するとともに、地域住民の生涯学習活動の推進を図る。」「当該高等学校の各行事や学校設定教科の授業に地域住民が見学、参加する機会を設けることで、地域住民の生涯学習活動の活性化に貢献できる。」と記載しており、こういった効果が確認できるか。	☐ 実施した効果が確認できる ☐ 実施した効果が確認できない ☒ 実施していない	①構造改革特区計画において、「農業」、「漁業」、「マリンスポーツ」、「武道」については、本市の地域特性の礎であるため、毎年行われるスクーリング学習における学校設定教科のキャリア実践科目として設定し、地域住民との交流を通じて地域社会の現状を知り、先達の経験則に学びながら各産業の意義を知るとともに、課題を考察し将来の姿を創造する力を育むことで、本市の地場産業及びその関連業への就業希望者及び起業者が増加し、少子高齢化及び人口減少を原因とする後継者不足の改善を図り、地場産業振興による地域活性化を推進する。」「行事については、音楽祭や文化祭、体育祭の他、eスポーツ大会を企画し、こういった各行事には、地域住民が見学、参加する機会を設けることで、地域住民との交流を活性化するとともに、地域住民の生涯学習活動の推進を図る。」「当該高等学校の各行事や学校設定教科の授業に地域住民が見学、参加する機会を設けることで、地域住民の生涯学習活動の活性化に貢献できる。」と記載があること等を踏まえ、学校設定科目の内容を充実したり、特別活動について特区内において開催するなど、特区計画に沿った学校運営を実施すること。	
③構造改革特別区域計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。（構造改革特別区域法第4条第9項第3号）	【116】構造改革特別区域法を遵守し、認定構造改革特別区域計画に沿った内容の事業が実施されているか。	☐ 実施している ☒ 実施していない	①構造改革特区計画に記載し、認定された生徒見込み数最大1,509人をはるかに上回る2,500人で収容定員を設定したり、計画の変更認定を受けることなく学習等支援施設を増加させたりしていた実態があったが、これは構造改革特別区域法に基づき、内閣総理大臣が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること等の基準に適合していることを確認して認定している趣旨を逸脱しており、不適切である。当該法を遵守し、計画に沿った内容を実施すること。	
4. 学校設置会社の経営状況に関する事項		☐		
①認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第7項） なお、上記措置を円滑に講じることができよう、予め必要な準備を行うべきである。 ※構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）が、令和6年6月28日付けで改正されたことに伴い同基本方針に追記された。	【117】学校経営の公共性、継続性、安定性の観点から、学校設置会社の経営に関する状況が安定しているか。 （公認会計士資格を有する者が調査を実施した）	☐ 経営が安定している ☐ 経営が安定していない ☒ その他 【理由】 経営診断に係る資料である第2期の貸借対照表に流動負債として計上されるべき前受金の記載がないため、損益計算書の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、貸借対照表の流動負債、繰越利益剰余金はいずれも事実と異なる数値であることから、学校から提出された資料に基づいて、本件診断結果を表明することは不可能である。		学校設置会社の経営状況が安定しているか確認するため、公認会計士資格を有する者が、学校設置会社の貸借対照表及び損益計算書を含む決算書及びその他の関連資料の内容を調査した結果、決算書の記載内容に誤りがあることが確認されたため、同書に記載された数値が適正な数値でないことが判明した。このため、経営診断結果を得るに至らなかった。 当該調査において、記載内容の誤りが確認された貸借対照表及び損益計算書は、構造改革特別区域法第12条第3項の規定により、学校に備え置かなければならない書類であり、同条第4項の規定により、学校設置会社の設置する学校に入学を希望する者その他の関係人から閲覧又は謄写の請求があった場合には、これに対応する必要がある。 このため、入学希望者及びその他関係人に対して、法に基づき適切に対応するため、会社の事務及び取締役会並びに監査等統治機能を改善し、適正な決算書を作成するよう改善を図る必要がある。 また、市としては、設置認可した学校に在学する生徒が適切な修学を維持することができるよう、学校経営の公共性、継続性、安定性の観点から、学校設置会社の経営に関する状況が安定しているか注視する必要があるため、引き続き経営診断及びこれに関連する調査を実施していく。